

可兒弘明著

近代中國の苦力と「豬花」

井上裕正

本書の著者可兒弘明氏は中國南部沿海地方、特に香港における民衆の在り方を習俗、信仰などの視點から研究されておられるが、その成果の一部が『香港の水上居民——中國社會史の斷面——』（岩波新書、一九七〇年）として發表されたことは既に周知のところであらう。本書も亦、かかる著者の一貫した問題關心の所産である。即ち、本書の「前言」及び「あとがき」に依れば、著者は香港の水上居民、所謂「蟹民」に關する資料を求めて、しばしば同地を訪れたが、一九七二年冬に、本書の基礎資料となる『保良局文書』に邂逅されたとのことである。

この『保良局文書』には「アヘン戦争後、中國の南部沿海において顯著な社會問題となった『賣豬花』、すなわち女子を賣買ないし略賣して、中國から海外へ出洋させたできごとに關する」生々しい實態が「在地の中國人自らの記録、あるいは『豬花』自身の記録」の形で記載されていたのである。

著者の説明に依れば、『豬花』については問題の所在が早くから氣づかれ、アメリカならびにマラヤ華僑史の少數研究者によつてすでに先驅的な研究がなされて「いたが、『現實には研究が一種の膠着状態におちいり、十九世紀の默否として、歴史の暗闇の部分に置かれてきた。』その原因は、明らかに、討論素材となるまとまつた史料の根據が十分知られず、從來の研究にあつても「なお基礎資

料の多くを、生氣を缺いた植民地關係の公式記録、政府刊行物、新聞などの斷片的記載に仰いで」いた點にあつたという。著者が『保良局文書』に注目し、これと精力的に取り組まれた所以もそこにあつたのである。

本書は、以上の説明からも既に明らかなように、「保良局文書を基礎資料として、文書に即しながら廣東『豬花』の全體像を可能なかぎり新しく再構成し、改めて『豬花』の歴史的 성격について檢證を加えようと意圖」されたものである。以下、内容を紹介するに先だち、本書の章別構成を記しておく。

I 苦力貿易と「豬花」

- 一 近代中國の「豬仔」と「豬花」
- 二 アメリカ「豬花」と香港
- 三 香港保良局の開設
- 四 香港保良局文書の發現
- 五 新大陸から東南アジアへの旋回

保良局文書目録

II 「豬花」南航始末

- 一 二都の公娼制度
- 二 船政官問話
- 三 冒娶騙賣
- 四 既婚婦人の略賣
- 五 私逃する妻たち
- 六 略賣のひろがり
- 七 拐匪と民衆
- 八 二十世紀における概況

Ⅲ 妹仔制度と「豬花」

一 妹仔制度下における民衆の營爲

二 妹仔の社會體系、ならびに海外轉賣

三 妹仔の解放

Ⅳ 救済の理論と實際

一 送還、領育、領婚

二 保良事業にみる半近代、半封建的性格

三 植民地統治と救済事業

附篇 文書

一

第一章で著者はまず、從來の諸研究を參照、整理されながら、「豬仔」を組上にのせる。「豬仔」とはアヘン戦争後、苦力（華工）として歐米人に買い取られていった、貧農や破産者を意味する廣東方言である。「豬花」の歴史分析に先だち、まず「豬仔」を取り上げる理由について、著者は次のように説明されている。

「苦力とちがひ、『豬花』は直接歐米人によつて中國から買い取られていったわけではないのであるが、『豬花』もまた、つまるところ中國の半植民地化、ならびに資本主義列強による世界の再編成にもとづく顯現の一つであつたといわなければならない。従つて『豬花』の歴史的個性について檢證を加えるためには、近代無資本移民として中國苦力にも照射をあたえ、その文脈の中で問題をとらえなければ十全ではないのである。本書の第一章において苦力問題を研究枠組に取り込み、かつ書名に苦力の字句を挿入したのはこのためである。」（前言「頁Ⅷ」）

以下、第一章の内容を要約していこう。

第一節。無資本移民としての中國苦力はアヘン戦争以前から海外に登場していた。しかし、アヘン戦争後のいわゆる近代勞働移民としての苦力は、中國の半植民地化と歐米資本主義とが生んだ低賃金勞働者であり、外國商會あるいは移民募集機關が、中國本土において直接募集に當り、外國船によつて、劣悪な條件下に輸送し、現地では奴隸的に使役した。しかも南北アメリカ、オセアニア、東南アジア、オーストラリアから一部インド洋にわたるグローバルな規模で大量輸送を行なつたものであり、アヘン戦争以前とは一變した局面が現出した。

このような意味での苦力貿易は一八四五年から七四年にかけて行なわれ、その間五十萬人の苦力が輸送された。苦力貿易が一つのピークに達した一八五九年、アロー號事件後イギリス、フランス連合軍に占領されていた廣州において、廣東省民の海外渡航が公認され、翌六〇年、英清北京條約第五條並びに佛清北京條約第九條の規定により、中國人の海外渡航が自由化され、ここに海外移住の禁止は事實上死文と化した。

一方、「豬花」は今のところ、一八五〇年代初頭、苦力貿易より數年おくれではじまるとみなすのが妥當である。また、中國人の海外渡航が自由化されても、女子の場合は移民に同行する妻子だけに限られ、單身女子に對する渡航禁止は基本的に變化をきたさなかつた。このことは支配者意識の中で、儒教的家族主義による女子渡航の規制がいかに強固なものであつたかを示唆すると同時に、それが社會慣習として民衆意識の中に根強く残つていたことをも示している。

第二節。一八六〇—一七〇年代、「豬花」強賣がますます顕在化し

ていくにつれ、その絶好の港となったのは香港とマカオという、いずれも清朝の主権が及ばぬ港灣都市であった。就中、南京條約によりイギリスの直轄植民地となった香港の繁榮は、アヘン貿易と並んで苦力貿易によるところが大であった。香港では、中國人船客法の施行、華民政務司の新設、香港條例の發布などによって苦力輸送の監視體制を強めたが、いずれも殆んど無力であった。その理由は香港が人口の九四—九八パーセントを中國人が占めるといふ、半封建的な中國社會を内蔵した都市であり、イギリスの植民政策の原理が中國人の傳統的秩序を破壊せず、むしろ舊秩序の仕組を利用して、間接的に統治するものであったため、半封建的な中國社會の民事慣行たる人身賣買を存続させ、結果的に人身の海外強賣を助長したからである。

香港を経由する中國人移民の渡航先は、一八六〇年代にオーストラリアに代つてアメリカ（主にカリフォルニア）が一位となる。アメリカ移民の主體が廣東幫であつたように、アメリカ「豬花」も亦、廣東女子を人的要素とした。「豬花」の賣買に當つたのが「堂會」と呼ばれる、外地で同姓あるいは地縁集團を形成できない微弱な下位の孤立的勢力が本國の會黨にならつて組織した團體であつた。

七〇年代に入ると、カリフォルニアにおける堂會及び「豬花」の存在は社會問題として表面化し、その結果、一八七五年に香港のアメリカ領事は渡航審査を開始し、問題のある女性の渡航申請を許可しないこととした。そして同じ頃、香港在住の中國人紳商間でも「豬花」の防止が問題となり、遂に一八七八年、香港保良局が開設

される。

この香港保良局開設の経緯について、著者は第三節で詳しく説明され、つづく第四節において、本書の基礎資料である『保良局文書』に關して、その内容、特徴、意義を述べられている。

さて、著者の調査に依れば、この文書は光緒八（一八八二）年より宣統三（一九一）年に至る間の文書一一五綴、中華民國より太平洋戦争に至る間の文書一五五綴、合計二七〇綴が現存している。また、文書中の「豬花」供述書は、入念な尋問を経て作成された結果、その内容はけつして形式的ではない。しかも人身賣買被害者だけでなく、近鄰者、親縁者、誘拐容疑者などの供述書、調書を含んでいることがあるため、被害者が身を置いた社會の全體構造や倫理の脈絡のなかに人身賣買の論議をにつめ、「豬花」賣買の展開をあとづける試みを容易にする、と述べられている。

ところで、文書中最古のものは一八八二年三月のものであるが、第五節で詳述されているように、一八七〇年代を境に、「豬花」の主流がサンフランシスコから東南アジアへ旋回しており、その結果、『保良局文書』に東南アジア方面への「豬花」をより多く記録させることとなった。

二

第二章以下において、著者は『保良局文書』中の記録を隨處に引用されながら、「豬花」の實態及びその社會的背景を剋明に追究されている。まず第二章では、本書の主題である「豬花」に正面から取り組まれている。

第一節。十九世紀における香港—海峽植民地間の「豬花」強賣

は、(1)娼妓を南航せしめるもの、(2)貧家が實の娘を海外の傳を頼って直接賣却したもの、(3)中國内において金銭で賣買された女子を買主が南航せしめ、現地の轉賣主がその女子を侍妾、娼妓、養女、妹仔(第三章で詳述)として使役もしくは轉賣したもの、(4)中國内において誘拐、騙賣など略賣した女子を南航させて、現地に到着後に轉賣したもの、(5)中國内で略賣した幼女を南航させ、現地で養女として娼家などへ轉賣したもの、以上の五類に分類できる。

また、華僑社會の特徴として、先ず男子過剰の華僑社會が海外に成立し、後から婦女子の強賣問題が発生している。このことは「唐行きさん」を先頭に立てて東南アジア進出を行なった同時代の日本とは對照的であり、「唐行きさん」と「豬花」は、歴史の背後状況においてかなり異なるのが眞實だと思われる。

第二節。香港において、船政官ないし船頭官の「問話」とか「問話點名」と呼ばれる移民審査が行なわれた。しかし、船政官の問話は形骸化し、誘拐犯人や買主の教唆をみやぶることができなかった。また、官憲の横暴と收賄も絶えず、船政廳の移民審査もこの例外ではなかった。

第三節。婦女子を略賣する常套手段の一つに「冒娶騙賣」がある。これは結婚を口實とする女子の略賣であり、未亡人を略賣する手段としても用いられた。このような手段が效を奏する背景のひとつに、登記を前提としない婚姻制度ならびに婚姻慣習があった。

第四節。廣東省の略賣對象には「婦」すなわち既婚女性を多數含み、「女」すなわち未婚女子に被害者が限定されなかった。むしろ前者が多かったと思われる點に特質がある。既婚女子の略賣の背後にあったのは貧困という經濟的理由であるが、それと同時に、夫な

らびに家姑の虐待など、社會的要因も看逃せない。

第五節。十九世紀末の保良局文書で著しく目立つのは、妻あるいは侍妾が夫家を逃散していることである。その理由としては、無子の婦であること、嫁どうしの不和、夫の女性關係、妻妾制度などがある。私逃は絶望的な自己解放であり、その何人かが海外へ渡り、「豬花」となる運命に甘んじたに相違ない。

また本節では、結婚を否定する女性の仲間組織である「金蘭會」にも言及されている。

第六節。香港を経由して強賣される「豬花」の出身地は廣東省が勿論多いが、一八九七年の中緬條約附款によって西江の内河航行權が解放されると、廣西省においても海外に關連した人身略賣がより盛んとなった。他方、海外の渡航先はシンガポールが中心であるが、そこが「南の十字路」となつて、ベナン、マレーシア内陸部、インドネシア、さらにはサンダカン、ヴェトナム、タイにも及んだ。また、「豬花」南航の風潮がヴェトナム女性の海外略賣を派生させた。

第七節。本節では人身略賣の加害者側に視點を移して考察がすめられる。「綱票」すなわち暴力的な人身強奪において、犯罪は一種の集團組織ないし連絡網をもつて行なわれ、複数の人員が連繋して計畫的な人身略賣を行なった。このような犯罪は無賴、棍徒、土匪の類に限定されず、むしろ一般民衆によって行なわれたところに、この時代における婦女子略賣の特色がある。十九世紀の半封建中國における獨自の原理からする固有の物指し、つまり儒教的孝道からすれば、人身賣買を本質的に犯罪行爲であるとする意識が民衆のなかに薄かったのではないか、と思わざるをえない。

第八節。二十世紀に入っても「豬花」出洋は續いたが、その終期を一應の目安として一九三〇年代初頭に置くことも不可能ではない。その理由は、一九二〇年代末から三〇年代前半にかけて、香港と海峽植民地において娼妓と妹仔が制度として否定されたこと、その時期の保良局文書に「豬花」關係の資料が殆んど姿を消すことである。従つて、「豬花」出洋の繼續期間を一八五〇年代初頭から一九三〇年代初頭にわたる約八〇年間と假定的に考えることは可能である。

かくも長期間に亘つて續いた近代廣東における「豬花」は、十九世紀のイギリス資本主義によるアジアの植民地化、半植民地化が生んだ近代華僑社會の形成過程における廣東の苦惱であつたと同時に、内なる半封建的社會の產物でもあるという、いわば二重に搾取された存在であつた。

三

第三章。人身賣買や略賣と不可分の關係にあり、略賣の弊源となつた存在として「妹仔」がある。「妹仔」とは廣東方言で、對價を接受して人身支配權を移轉され、買主の身分的な奉公人となつた少女、少女を指す。

さて、『保良局文書』には「豬花」、娼妓、侍妾の歴史が多く「妹仔」であつたことを示す研究上有益な資料が見られるほか、「妹仔」賣買の實際、買主の倫理、買主と賣主の社會的分布、「妹仔」自身の生活實態などを示す好資料に満ちている。そこで本章では、「豬花」出洋が舊社會の構造と倫理體系の中で、長い歴史をもつた「妹好」賣買のなかの一現象であつた側面を検討されている。

第Ⅳ章。保良局に收容された人身略賣の被害者は、その大多數が條件付きで慎重裡に、家族、親類、養家に身柄を送還された。それ以外は、養子、養女として他者に撫養させ（領育）、あるいは、結婚相手を選び、保良局が親代りとなつて結婚させた（領婚）。

このような保良局の事業には、中國における婦女子保護史上、注目すべき新潮がみられたが、それはむしろ華民政務司による行政指導の結果と看做すべきであり、保良局はつまるところ假面の下は前近代的な身分制度の擁護者にすぎなかつた。なぜならば、保良局を設立、運営した商業資本家がめざす解決の仕方は、結局は封建強化であり、具體的には前近代の土壌に根ざした「家」への回歸だつたからである。保良事業の狙いは婦女子の擁護にあつたのではなく、實は傳統的な婦道にもとづく生活規範を婦女に自覺的に樹立させるところにあつた。女性の人格を認めることがまだ薄かつた時期の中國における女性保護の歴史上、保良事業は確かに一步「進んだ」存在たりうる可能性を有していたが、すくなくとも一九三〇年代初頭まで、それは女性保護の高揚を構想することなく、萌芽のまま終つていたのである。

本書の最後の部分で、著者は保良局の財源の分析を通して、香港政廳が保良局を植民地支配の補完裝置として重視していたことを指摘され、その點に、保良事業がイギリス植民地主義と同居した理由を求められている。

四

以上、出来る限り本文を引用しながら、本書の内容を紹介した。しかし、紙數の制限もあり、本文だけでも四〇〇頁に近い力作であ

本書の内容をすべて紹介することはできなかった。次に、讀後感と若干の疑問點を述べさせて載いて、評者の責を塞ぐこととした。

まず、著者が本書の著述で主眼とされた、「豬花」の全體像と歴史的 성격の解明についてであるが、『保良局文書』に依據したことにより、「豬花」の實態とその背景、つまり全體像はかなり具體的に明らかにされている。また、歴史的 성격についても、不可分の關係にある「豬仔」の理解を前提に、「豬花」が當該時代の中國社會の性格、ならびにイギリス資本主義のアジア侵略と有機的に連關していたことを解明された。ただ、これと關連して著者はしばしば中國社會の「半封建」「半植民地」的性格に言及されているが、かかる概念で規定される社會とは著者の理解の中でどのような社會を意味するのであるうか。それを明らかにすることが中國近代史研究にとって最大の課題であると思われるだけに、評者としては著者のより詳しい説明がほしかった。

次に、第一章第一節に關して二つばかり述べておきたい。まず第一に、著者は苦力移民増大の國內的理由として、廣東省における破産農民や失業者の激成を指摘されている。しかし、このような狀況は、乾隆末以降、程度の差こそあれ、中國各地に共通した狀況ではなかったか。著者も觸れておられるように、人口の大移動という點では四川省や東北地方へのものもあり、より規模の小さいものでは、恐らくかなりあったに相違ない。かかる人口移動をもたらし、社會的矛盾を背景に、「邪教」「會黨」、少數民族による反清朝運動がほぼ全國的に展開されたことは、既にいくつかの研究によって明らかにされたところである。そこで、本書の書評からやや外れる

が、今後我々がなすべき研究のひとつの方向として、國內における人身略賣の實態、つまり海を渡らなかつた「豬仔」や「豬花」の存在にも眼を向ける必要があるのではなからうか。

第二に、著者は從來の諸研究において、苦力貿易を「十八世紀末から十九世紀にかけてたかまりを示したアフリカ黑人奴隸解放運動と直對關係をもたせて説明を下すのが支配的である」ことに疑問を提されている。その理由として、「この圖式的説明は、苦力の當事國であつた中國の存在を二義的に扱うため、苦力貿易のもつ歴史的個性を薄れさせ、本質から眼をそらさせるきらいがある」と述べられる。そして、苦力貿易の本質を「當時における資本主義の再生産構造のなかで、中國が貿易差額を苦力提供の形で決済させられた」點に求め、苦力が「アヘン對價」であつたという歴史的個性を指摘されている。

この指摘には、ここ數年アヘン問題に取り組んでいる評者もおおいに啓發されたことを認めねばならない。しかし、苦力貿易をアフリカ黑人奴隸解放と直對的に捉えることに對して、著者が圖式的であるとして斥けられる點について、若干の意見を述べたい。

著者が指摘されるように、兩者を直對的に捉えることに無理があり、且つ當事國である中國の存在を充分重視すべきだとしても、資本主義の世界市場形成という世界史の大きな流れのなかで、兩者は勞働力の問題として關連づけて理解すべきではなからうか。著者が重視されるアヘンを含めた中國貿易そのものが、形成されつつあつた資本主義の世界市場の中に不可欠の要素として既に組み込まれていたのである。また、近年我が國にも紹介されたエリック・ウィリアムズ氏の諸研究（例えば、中山教譯『資本主義と奴隸制』理論社

一九六八年、川北稔譯『コロンブスからカストロまで——カリブ海
域史、一四九二—一九六九』Ⅰ、Ⅱ 岩波書店 一九七八年）もや
はり兩者を關連づけて捉えているが、評者もこれに同意したい。著
者も亦、苦力貿易を「中國が巻き込まれた世界市場におけるきわめ
て組織化された植民地的收奪の顯現」と看做しておられるのである
から、兩者の不連續性を強調されることで世界史上における苦力貿
易の位置がかえって見失われてしまうのではないかと、評者は恐れ
るのである。

以上、本書の讀後感を主に第一章第一節を中心に述べさせてい
だいた。それは當該部分が評者の専門分野に近いという理由、つま
り評者の微力のためにはかならない。その點について、著者並びに
讀者の御海容をお願いしたい。

本書の眞價は何といつても『保良局文書』を驅使された部分にあ
る。この文書は『香港保良局史略』（一九六八年）にその一部が引
用されたほか、これまで全くといってよいほど利用されなかったと

いう。著者は「保良局文書の發現は、植民地史研究に新たな視野
を開く具體的な刺激をあたえることであらう」と述べられている
が、まったく同感である。この資料が第Ⅱ章から第Ⅳ章までの隨處
に、現代日本語に翻譯されて多數引用されている。廣東方言を含む
原文を著者が勞を惜しまず譯解されたことに敬意を表したい。「廣
東の民衆にとって近代の聲音が一體何であつたのか」という著者の
問題設定に、ひとつひとつの記録が肉聲で答えているといつても過
言ではないだろう。

尙、『保良局文書』については、その目錄が第一章の終りに、ま
た、文書中の記録については、その一部（六十四件）が卷末に附篇
として收録されている。加えて、地圖（廣東省圖、珠江沿岸圖）、
索引が讀者に便宜を與えている。

一九七九年十二月 東京
岩波書店 A5判 四六七頁